

# 統一協会の控訴棄却

## 青春返せ訴訟で札幌高裁

統一協会の元会員が違  
法な勧誘で入信させら  
れ、献金を強要させられ  
たとして、統一協会など  
を相手に損害賠償を求め  
た「青春を返せ訴訟」の控  
訴審判決が十四日、札幌  
高等裁判所であり、統一  
協会の控訴を棄却しまし  
た。統一協会側は、損害  
賠償金を直ちに支払うこ  
とを表明しました。

は関係ない因縁話で不安  
をあおるなどして原告ら  
を段階的な教育プログラ  
ムに勧誘したのは「信仰  
の自由を侵害する恐れが  
あり違法」として、統一協  
会に総額約三千万円の支  
払いを命じていました。

えた「同意」や「献金など」  
は統一協会が作り上げた  
「正常な判断ができない  
状態」などで「自由な意思  
決定を妨げられた結果」  
と断定。統一協会側の札  
幌地裁判決への批判をす  
べて明確に退けました。

原告側代理人の郷路征  
記弁護士は「この判決は  
すべての被害者の救済を  
認める流れを作り出した  
札幌地裁判決を確実なも  
のにし、神戸地裁の事件  
(原告敗訴)が係属してい  
る大阪高裁や、東京、新潟  
の各事件が係属している  
東京高裁の各判決に大き  
な影響を及ぼすだろう」と  
語りました。